



聴覚障害や言語機能障害がある方を支援するための「コミュニケーションボード」を、市役所窓口を設置しています。また、スーパーやコンビニ、ドラッグストアなど約50店舗に設置の協力をいただきました。手続きや買い物の際に簡単な意思表示ができるよう、設置場所ごとに内容を変更しています。



## お気軽にご相談ください！

相談窓口を設置し、障害のある方やその家族などからの相談に対応しています。日常生活において何かお困りなことがあればお気軽にご相談ください。

名称	住所	問合せ先
敦賀市役所地域福祉課	中央町2丁目1番1号	☎22-8176
敦賀市身体障害者相談支援センター「あいあい」	東洋町4番1号	☎22-8811
敦賀市障害者地域生活支援センター「こだま」	神楽町1丁目3番20号	☎20-4565
地域活動支援センター「はあとぼーとさくらヶ丘」	桜ヶ丘町8番8号	☎24-4848

# すべての人がいきいきと 安心して暮らせるまちへ

## 12月3～9日は「障害者週間」

敦賀市では、障害の有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し、協力し合う社会の実現に向け、地域と行政が協働し、一人一人が支え合うまちづくりを進めています。

障害には先天性と後天性があり、私たちの誰もが障害者になる可能性があります。差別することなく障害を理解し、障害のある人も互いに支え合いながら暮らせるまちを目指しましょう。

### 障害について正しく理解しよう

障害のある人とは、障害者基本法で定められた身体・知的・精神障害（発達障害を含む）、その他心身の機能に障害があり、障害や社会的障壁によって日常生活や社会生活が困難になっている人です。

#### 肢体に障害のある人

病気やけがなどで生じた手足の麻痺や欠損、脳や脊髄などの機能障害により、日常の動作などに不自由があります。

#### 視覚に障害のある人

視力に障害があり、生活に支障をき

たす状態で、見え方により全盲、弱視、視野狭窄などがあります。

#### 聴覚に障害のある人

聞こえにくい、あるいは聞こえない状態のことをいい、聞こえ方には個人差があり、先天性のものと病気などで後天的に聴覚を失う場合があります。

#### 内部障害のある人

病気などにより体の内部に障害があることをいい、心臓機能障害、腎臓機能障害、呼吸器機能障害、膀胱・直腸機能障害、小腸機能障害、肝臓機能障害、免疫機能障害があります。

#### 知的障害のある人

脳の発達など知能機能の遅れにより、社会生活に適応することが難しい障害です。先天的な要因などが主な原因ですが、病気や成長過程などにより発症する場合があります。

#### 発達障害のある人

先天的な脳機能の障害によるもので、対人関係が苦手なASD（自閉症スペクトラム、アスペルガー症候群）や、読み書きが苦手なLD（学習障害）、落ち着きがなかったり不注意の多いADHD（注意欠陥・多動性障害）など

があります。

#### 精神障害のある人

精神疾患のために日常生活を送るのが難しくなる障害です。うつ病や双極性障害、パニック障害、統合失調症などがあります。

障害のある人が、生活上必要とする支援は様々です。安心して暮らすためには、障害について正しく理解し、あたたかく寄り添うことが求められています。

## 知っていますか？ 障害者に関する いろいろな マーク

障害者に関するマークは、国際的に定められたマークや法律に基づくもののほか、各障害者団体が独自に提唱しているものもあります。障害者に関するマークなどを見かけた際には、障害のある人が行動しやすいよう、ご理解とご協力をお願いします。

### 手話マーク



「手話で対応できる」ことが一目で分かるよう、作成されたマークです。5本指で「手話」を表す形を採用し、輪っかでの動きを表現しています。

### 障害者雇用支援マーク



公益財団法人ソーシャルサービス協会が障害者の在宅障害者就労支援と障害者就労支援を認めた企業、団体に対して付与する認証マークです。

### オストメイトマーク



人工肛門・人工膀胱を造設している人（オストメイト）のための設備があることを表しています。

### 耳マーク



耳の不自由な方が、聞こえが不自由なことを表すのに使用します。また、施設などが、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークでもあります。

### 身体障害者標識 (身体障害者マーク)



肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示します。

### 聴覚障害者標識 (聴覚障害者マーク)



聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示します。

### 筆談マーク



「筆談で対応できる」ことが一目で分かるよう、作成されたマークです。相互に紙に書くことによるコミュニケーションを表現しています。

### 「白杖 SOS シグナル」 普及啓発シンボルマーク



視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖 SOS シグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。

### ハート・プラスマーク



身体内部に障害がある人を表しています。身体内部の障害は外見からは分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあり、配慮が必要です。

### ほじょ犬マーク



身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。補助犬を同伴することのみをもってサービスの提供を拒むことは障害者差別に当たります。

### 盲人のための 国際シンボルマーク



視覚障害者のためのマークです。視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。

### ヘルプマーク



義足や妊娠初期の方など、外見から分からない配慮などが必要な方が周囲に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです。

### 障害者のための 国際シンボルマーク



障害者が安心して利用できる施設であることを表します。車椅子を利用する障害者に限定したのではなくすべての障害者を対象としたものです。

